

天塩町林地台帳運用事務取扱要領

第1（趣旨）

この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第191条の4に基づき天塩町が作成した天塩町林地台帳及び森林の土地の地図（以下「地図」という。）について、法第191条の5の規定による林地台帳及び地図の公表、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。）第10条の規定による台帳情報の提供、法第191条の6の規定による林地台帳及び地図の正確な記載を確保するための措置を行う際の取扱いについて、法、施行令、森林法施行規則（平成26年農林省令第54号）、林地台帳制度の運用について（平成29年3月29日28林整計第395号）、林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成29年3月29日28林整計第400号）、天塩町情報公開条例（平成14年3月12日条例第1号）、天塩町個人情報保護条例（平成14年3月12日条例第2号）、天塩町個人情報保護条例施行規則（平成14年3月29日条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2（公表の対象）

林地台帳及び地図（以下「情報」という。）の公表の対象は、森林の土地の所有者の氏名又は名称・住所が含まれない情報とする。

第3（公表の方法）

情報の公表の方法は、林地台帳を管理する天塩町農林水産課での情報端末による閲覧及び写しの交付とする。

第4（閲覧に係る経費）

情報の閲覧をする場合の経費は無償とする。

第5（閲覧の申請）

情報の閲覧を申請する者（以下「申請者」という。）は、林地台帳閲覧申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

2 代理人により申請を行う場合は、委任状又はその他代理人であることを証明する書類の原本を添付するものとする。

第6（閲覧の受付）

申請者は、申請者本人又は代理人であることが確認できる書類（以下「本人等確認書類」という。）原本を提示するものとし、町長はこれにより申請者の確認を行うものとする。申請者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）を提示するものとする。

第7（閲覧の決定）

町長は、申請書及び本人確認書類の氏名・住所が一致しているか、留意事項を了承しているかを確認し、閲覧に供する。

第8（情報提供の対象）

所有者の氏名・住所を含む林地台帳の情報は、次のいずれかの者に提供できるものとする。

- (1) 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (2) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (3) 北海道内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第11条第5項の認定を受けた、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

(4) 農林水産大臣又は北海道知事

第9 (情報提供の方法)

情報の提供は、書面又は電子データにより行う。

第10 (情報提供に係る経費)

情報の提供を受ける場合の経費は無償とする。ただし、電子データの場合、記録媒体については情報の提供を受けたい者（以下「申出者」という。）が用意することとする。

第11 (情報提供の申出)

申出者は、林地台帳情報提供依頼申出書（別記第2号様式。以下「申出書」という。）及び申出ができる者であることを証する以下に示す書類を提出するものとする。

(1) 第8条第1項第1号の場合

情報提供を受けようとする森林の土地又は森林の所有を証明する書類若しくはその経営の委託を受けていることを証明する書類

(2) 第8条第1項第2号の場合

情報提供を受けようとする森林の隣接地又は隣接する森林の所有を証明する書類若しくはその経営の委託を受けていることを証明する書類

(3) 第8条第1項第3号の場合

北海道内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類

2 代理人により申請を行う場合は、委任状又は代理人であることを証明できる書類の原本を添付するものとする

第12 (情報提供申出の受付)

申出者は、本人等確認書類原本を提示するものとし、町長はこれにより申出者の確認を行うものとする。申出者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）を提示するものとする。

2 郵送等による申出の場合、申出者は、複数の本人等証明書類の写しを申請書に添付するものとする。

第13 (情報提供の決定)

担当者は、申出書及び本人確認書類の氏名・住所が一致しているか、留意事項を了承しているかを確認し、情報提供を行う。

第14 (修正申出の対象)

森林の土地の所有者は、所有する森林の土地について、林地台帳の登記簿上の所有者、現に所有している者・所有者とみなされる者、地図の地番の修正申出を行うことができる。

第15 (修正申出書の提出)

修正の申出を行おうとする者（以下「修正申出者」という。）は林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書（別記第3号様式。以下「修正申出書」という。）、修正申出を行おうとする森林の土地の所有を証明する書類及び修正事項を証明する書類を提出するものとする。

2 代理人により申請を行う場合は、委任状又は代理人であることを証明する書類の原本を添付するものとする。

第16 (修正申出書の受付)

修正申出者は、本人等確認書類原本を提示するものとし、町長はこれにより修正申出者の確認を行うものとする。修正申出者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）を提示するものとする。

2 郵送等による申請の場合、申請者は、複数の本人等証明書類の写しを申請書に添付するものとする。

第 17（修正要否の結果通知）

町長は、修正の要否を判断し、別記第 4 号様式により修正申出者に通知する。

附則

この取扱要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。